

第18回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成31年2月28日（木）13：00－15：00

場 所：経済産業省 別館2階 227各省庁共用会議室

委 員：山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、須藤委員、谷川委員、新美委員、橋本委員、前田委員、森委員（小林委員代理）

事務局：環境省 : 加藤企画官

経済産業省：亀井室長、柴田課長補佐

農林水産省：早川課長補佐

林野庁 : 河野課長補佐、笠井専門官

みずほ情報総研（株）：田原課長

【審議事項】

1. 実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定についての審議

- ・Jークレジット制度において、認証対象期間終了後1年間を認証申請可能な期間とすることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程の改定を承認した。

2. 新規方法論の策定についての審議

- ・新規方法論 EN-S-041（園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入）について、事務局より説明した。審議の結果、提案された新規方法論を承認した。

3. 1 コージェネレーション方法論の改定についての審議

- ・コージェネレーション方法論において、燃料電池と蓄電池を併設する場合を想定した排出削減量の算定方法を定めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

3. 2 森林経営活動方法論の改定についての審議

- ・森林経営活動方法論において①吸収量算定対象を「人工林」に限定する記述を削除すること、②主伐した林分を排出量算定対象から除外できる「やむを得ない理由が認められる」ケースに、“病虫害対策等として法令等が求める主伐”を加えることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

4. 地域版Jークレジット制度の更新についての審議

- ・地域版Jークレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版Jークレジット制度の更新を承認した。

5. 追加性の評価の省略（既存ポジティブリストの見直し）についての審議

- ・既存のポジティブリストの見直しについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された既存のポジティブリストの更新について承認した。

【報告事項】

6. J-クレジット制度の最新の動向

- ・J-クレジット制度の最新の動向について、事務局より説明した。

【その他】

7. J-クレジット制度における追加性について

- ・J-クレジット制度における追加性の意義について、二宮副委員長よりご説明いただいた。

以上

文責：事務局

【委員の発言及び質疑】

1. 実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定についての審議

（新美委員）

- ・ 1年という期間は法律적으로見てかなり短いと考えられる。資料に記載されている“旧制度において1年を期限としているが問題が起きていない”という点は短い期間を設定する根拠としてやや弱いと感じるので、より積極的な意義付けを行ったほうが良いのではないかと感じる。

（事務局）

- ・ 担当者が交代することによる資料の散逸の恐れなども考慮し、1年という期限を設定した。また、事業者に対しては申請期限が近づくとリマインドを行うなどの対応を行うことで運用上問題が起こらないよう対処したい。

2. 新規方法論の策定についての審議

（須藤委員）

- ・ 炭酸ガスポンプを用いて施用する場合について工場から園芸用施設までポンプを輸送することに伴う排出は考慮されるのか。

（事務局）

- ・ 今回の方法論策定において、炭酸ガスポンプを用いる場合については考え方の整理にとどめ方法論には明記していないが、当該プロジェクトを行う場合には付随的排出量として考慮が必要である。

（橋本委員）

- ・ 「炭酸ガス施用システム」という用語は炭酸ガスを施用する機器一般を表す用語であり、ベースラインの炭酸ガス発生装置も炭酸ガス施用システムの一つだと考えられる。方法論において「炭酸ガス施用システム」とは空調用ボイラーの排気等を利用するシステムであるということをもっと明確に定義すべきではないかと感じる。

（事務局）

- ・ ご指摘の点について検討し、方法論に反映させていただく。

3. 1 コージェネレーション方法論の改定についての審議

- ・ 特段のご意見なし

3. 2 森林経営活動方法論の改定についての審議

➤ 審議事項①について

- ・ 特段のご意見なし

➤ 審議事項②について

（山地委員長）

- ・ 法令等に基づく主伐であるにせよ、CO₂ が実際に排出されることに対して対応が何もなされないということであればやや問題ではないかと感じる。

(大塚委員)

- ・法令等で求められる主伐に救済措置を講じることは必要であると考えますが、当該主伐による排出量が多く、制度上の吸収量と実態の排出量の乖離が大きくなってしまえば、制度全体に影響を与えてしまう可能性がある。
- ・バッファ口座の利用や、場合によっては国が当該排出量を補填することも検討してはどうか。

(新美委員)

- ・事業者の権利としてのクレジットと、国としての排出量の問題を制度として区別することが必要であると考えます。
- ・バッファ口座で対応困難な状態に陥った場合には、国が補填するといった措置が求められる可能性もあるが、対応できる範囲では現状の対応で問題ないと考えます。

(大塚委員)

- ・獣害とは具体的にどういったケースを想定しているか教えていただきたい。

(事務局)

- ・熊、鹿、カモシカ、ウサギなどによる被害を想定している。方法論改定案については関連する法令その他規程等と書き振りを揃えている。

(前田委員)

- ・本改定の主眼は病虫獣害対策の主伐に対する措置への検討というよりも、法令等の規程による主伐に対する措置にあるとの理解で問題ないか。

(事務局)

- ・ご理解の通りである。

(橋本委員)

- ・制度文書、実施要綱 3.3 に自然攪乱等が生じた場合についての措置の記載があるが、今回の改定内容を実施要綱にも反映する必要があるのではないか。

(事務局)

- ・制度文書全体として不整合がないよう、ご指摘頂いた点について検討させていただく。

4. 地域版J-クレジット制度の更新についての審議

- ・特段のご意見なし

5. 追加性の評価の省略（既存ポジティブリストの見直し）についての審議

(二宮副委員長)

- ・今回の委員会において初めてポジティブリストから外れる方法論が現れた。設備の投資回収年数等に係る状況は年々変化することが考えられるので、今後も毎年継続的にこの見直し作業を行っていただきたい。

6. J-クレジット制度の最新の動向

- ・ 特段のご意見なし

7. J-クレジット制度における追加性について

(二宮副委員長)

- ・ J-クレジット制度として追加性がないプロジェクトを認証することにより、クレジット購入企業の見かけ上の GHG 排出量が削減されるという効果がもたらされかねないと考えられる。
- ・ 制度発足から 7 年程度経過し 2020 年が 1 つの区切りの年になることから、現時点で追加性の判断基準年数の妥当性・合理性について再確認しておくことが必要ではないか。

(山地委員長)

- ・ 追加性の判断基準年数の変更については、変更すべき根拠が明確でない間は慎重であるべきだと考えている。

(新美委員)

- ・ 判断基準年数の策定時と現時点を比較して、ビジネスの世界における投資環境に大きな変化はないという感覚を持っており、企業の投資動向を注視することは重要であるものの、現時点でこの基準を改めることについては慎重であるべきだと考えている。

(前田委員)

- ・ 追加性の有無については、原則、経済的障壁の有無によって評価すると、記載されている。この“原則”という用語の解釈によっては二宮副委員長の問題意識を解消するような制度運用の仕方も考えられるのではないか。

(山地委員長)

- ・ FIT のように投資リスクの軽減措置が執られていない状態を想定すると、3 年という基準は妥当ではないか。

(大塚委員)

- ・ 追加性の判断基準を 3 年とする根拠や、基準が設定された当時と比べて投資環境がどのように変化しているかなどの状況を明確化することは望ましい。
- ・ 一方、この基準は本制度の根本に関わることなので、基準の変更に伴う影響の大きさは十分に考慮に入れられるべきではないか。

(山地委員長)

- ・ 本基準は制度開始以来運用され続けているものであるもので、今回の問題提起を契機に、企業の投資環境の現状等についてデータ収集・分析などを実施してはどうか。

以上